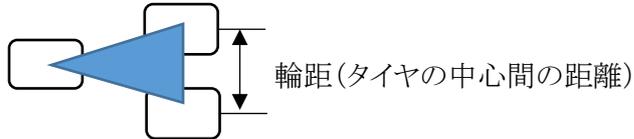


裏面

〔添付書類例〕

改造内容	申告に必要な書類(排気量や輪距がわかるもの)
エンジンの載せ替え	<input type="checkbox"/> エンジンの購入 エンジンの製品名・メーカー名・排気量などがわかる購入した販売店からの領収書又は販売証明書 <input type="checkbox"/> 以前別のバイクで使用していたエンジンを載せた場合 エンジンを外したバイクの廃車受付書(譲渡の場合は、譲渡証明書も)
改造キットの取り付け	<input type="checkbox"/> 市販部品の購入 市販の製品名・メーカー名・排気量などがわかる購入した販売店からの領収書又は販売証明書 <input type="checkbox"/> 以前別のバイクで使用していた部品を付けた場合 部品を外したバイクの廃車受付書(譲渡の場合は、譲渡証明書も)
輪距の変更	<input type="checkbox"/> 市販部品の購入 ①変更後の輪距が確認できる写真(メジャーを添えた写真) ②スペーサーなど部品の販売店からの領収書又は販売証明書(ある場合) <input type="checkbox"/> 以前別のバイクで使用していた部品を付けた場合 ①変更後の輪距が確認できる写真(メジャーを添えた写真) ②部品を外したバイクの廃車受付書(譲渡の場合は、譲渡証明書も)(ある場合)
シリンダーの切削・研磨 (ボーリング)	<input type="checkbox"/> 業者が施行した場合 ①拡張したシリンダーに合わせたピストンの販売店からの領収書又は販売証明書 ②排気量計算書(表面の記載) <input type="checkbox"/> 以前別のバイクで使用していた部品を付けた場合 ①部品を外したバイクの廃車受付書(譲渡の場合は、譲渡証明書も) ②排気量計算書(表面の記載)



※インターネット(のオークション)で購入し、上記の販売店からの領収書又は販売証明書がない場合は、「その購入履歴・決済ページをプリントアウトした用紙」で必要書類に代えられます。

※改造内容の審査にあたり、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

※改造内容が確認できない場合は、課税対象として判断できないため、標識を交付できません。

譲渡証明書

私(譲渡人)は、_____ を下記の者(譲受人)に譲ります。

譲渡人住所 _____ 年 月 日
 名前 _____
 譲受人住所 _____
 名前 _____

改造についての注意事項

・今回の改造について、「原動機付自転車改造申告書(種別変更)」に基づき課税客体として表示するために標識を交付(貸与)しているもので、公道を走ることを了承したものではありません。また、本市では、保安基準の審査は行っておらず、走行性、安全性について保障するものではありません。

・改造した車両を元の状態(製造時)に戻す場合にも、申立書及びそれを証明する資料の提出が必要になります。